

島根県医療介護総合確保促進基金における地域勤務医師赴任 促進に関する支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づき策定された都道府県計画に掲載された事業を実施することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業)

- 2 この補助金は、島根県医療介護総合確保促進基金における地域勤務医師赴任促進に関する支援事業実施要綱(平成30年4月1日医第263号。以下「実施要綱」という。)に基づき、県内の過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所が行う別表に定める事業を交付対象とする。

(補助対象経費等)

- 3 この補助金の交付額は、別表に定める事業を実施するために必要な経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、別表に定める基準額とを比較して少ない方の額に補助率4分の3を乗じて得た額を交付額とする。
ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
 - (1) 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助金と交付対象事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

- 5 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式1を知事に提出するものとする。
 - (2) (1)の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に

規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(事業内容の変更等の申請)

- 6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

- 7 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 8 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
 - (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合には、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに知事に提出する。
 - (3) 5の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって5の(2)のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (4) 5の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額((3)の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類等の提出)

- 9 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補則)

- 10 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 (平成30年4月1日医第263号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 事業者
医師1人あたり 2,000千円	新規に雇用する医師に対する研修等の資金や、給与の異動保障に要した経費	<u>3</u> 4	過疎地域、離島に所在する病院及びへき地診療所

(対象経費の付記)

- ① 別表の4に掲げる事業者（以下「医療機関」という。）が、新規に常勤雇用する者（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者）又は新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者を対象として、当該医療機関において1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設けている場合に、当該制度に基づく事業にかかる経費を対象とする。
- ② 別表の4に掲げる医療機関が、新規に常勤雇用する者（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者）又は新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者を対象として、当該医療機関において1年以上勤務することを条件とする給与の異動保障制度を設けている場合に、当該制度に基づく事業にかかる経費を対象とする。
- ③ 県のへき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）又は研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）に基づく貸与を受けた者及び自治医科大学の医学課程の修了者であって、当該大学の規定に基づく出身都道府県等における勤務義務期間内（義務年限内）の者については、本事業の対象としない。
また、前任地において本事業による貸与等を受け相当期間を経ずに赴任した者も対象としない。